

琉球大学学術リポジトリ

両先島役人の上国に見る首里城

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2012-07-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高良, 倉吉, Takara, Kurayoshi メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/24916

両先島役人の上国に見る首里城

Regarding the Institution of Shuri-Castle in 19th Century.

高良倉吉

TAKARA Kurayoshi

二つの公事帳

近世琉球において、頭を頂点とする両先島蔵元の役人たちは定期に、あるいは不定期に首里王府に出仕して所用を弁ずる義務があり、それを「上国」といった。彼らの上国に関する規程を記すいくつかの文書が残っているが、その代表格ともいべき史料は「宮古島地船上册公事帳」および「八重山島地船上册公事帳」の2冊であろう。

「宮古島地船上册公事帳」（以下、「宮古公事帳」と略称）は、「富川親方宮古島地船上册公事帳」のタイトルで『沖縄県史料』前近代7に「八重山島地船上册公事帳」（以下、「八重山公事帳」と略称）ともども収録されており、利用に便利である。『県史料』の解題（當間一郎氏執筆）によれば、「宮古公事帳」は成城大学民俗学研究所が所蔵する「宮古島記録」中のもの、「八重山公事帳」は故喜舎場永珣氏が収集したコレクション中のものである（周知のように、「八重山公事帳」は琉球大学附属図書館が所蔵する宮良殿内文庫にも写しが存在する）。この二つの史料を用いて、首里城がどのように使用されていたのかという問題の一端を析出してみたい。つまり、両先島役人の上国という行為から見出されるところの首里城の空間利用をここでは問題とし、儀式や儀礼の性格・意味については割愛する。

「宮古公事帳」「八重山公事帳」のそれぞれの末尾に、この公事帳の成立経緯が簡単に述べられている。それによると、雍正10年（1732）に初めて布達されたが、咸豊7年（1857）に来島した検使翁長親方によって改訂された。しかし、現状との齟齬があるために、王府の諸通達と照合したうえで、検使富川親

方らの手で再度改訂された。この作業を済ませた後、同治13年（1874）12月付で、王府から両先島に布達された。

この経緯からすると、現存する2冊の公事帳は、1732年（蔡温の三司官期）にその骨格が組み立てられたが、王国末期の2度にわたる改訂を経て成立したものであることが判明する。

「御初物上」の場合

上国した両先島の役人たちは、宮古蔵役人に先導されながら、まず最初に「御初物上」という儀式のために首里城に参上する。本番の3日前に、「御規式之次第稽古」という、いわばリハーサルのような練習を事前に行う（その場所については言及がない）。そして、本番当日の五ツ時（午前8時前後）前に首里城の「下之御庭」に参上し、儀式に参加する全員の名簿を提出する。「御初物」と呼ばれる献上品、具体的には上布・下布・米・粟の現品とその目録を下之御庭で宮古蔵役人が照合・点検したうえで、巳の時（午前10時前後）前に「浮道」の左右に上布・下布を供え、その次に米・粟を飾る。その際、浮道の「北表」（北殿側）に宮古の、「南表」（南殿側）に八重山の品々を配置する。つまり、御初物上という儀式は、上国してきた両先島役人が一堂に会して行うものであり、あらかじめ「御庭」には彼らのために「蕙」が敷かれていた。浮道を「上座」にして一同は「立御拝」を1度行い、「つくわい」（「宮古公事帳」は「サクハイ」と表記）して、着座の後、一同「四御拝」を行う、と公事帳はこの儀式の次第を述べている。「つくわい」は、公事帳の他の用例箇所をも斟酌すると、蹲ること、つまり蹲踞の姿勢のことだと推定される。

それが済んだ後で、御初物は宮古蔵役人が納殿役人の取次を経て「御中門」（おそらく御内原に出入りする、寄満の東側開口部の門と推定）より献上されるが、その間、頭・オエカ人は「五わい之階」より登り、座敷・勢頭座は「中頭」で「御差床御拝所」を、黄八巻以下筑登之座敷までは「五わい」において出仕する。それが済むと黄八巻以下はすぐに退去するが、頭はそのまま「つくわい」の状態で控え、「御酒」がふるまわれた後に退去する。黄八巻以下筑登

之座敷までは「五わい之階」より登り、「出仕座」にて「大通」を下され、赤八巻より青八巻までは「石でいし三番階」において「提子之御酒」が下される。その儀式が済んだ後で、勢頭方の指示により御庭に勢揃いし、暇乞いの四御拝を行い、首里城から全員が退去する、というのがこの儀式の次第であった。

ここでいう「五わい」は正殿の華麗な造作を象徴する向拝のことであり、「階」はその左右に伸びる塙敷の基壇上部のことであろう。彼らは御庭からその階に上がるが、「中頭」（おそらく低頭姿勢）で正殿1階の正面奥にある御差床を遥拝できる地点（御拝所）に立てる者と、その周りの向拝で控える者の区別があった。おそらく、このとき国王は御差床に座しているのではなく、王権の象徴としての御差床そのものに参拝する、という趣旨だったのであろう。この行為の後、向拝の階より退去して御庭に下がる者がおり、頭の場合はその場に控えた状態で酒がふるまわれた。それより下位の者たちは再び向拝の階に上がり、出仕座と呼ばれる場で大通（おおとうり）、すなわち飲酒の礼を賜った。それよりさらに下位の者たちは、基壇に上る階段（石でいし）の3段目において、上位の者たちに下されるものとは別の酒（提子之御酒）がふるまわれたのである。

このような一連の儀式が済んだ後で、首里城における儀式・儀礼を担当する部門の一つである勢頭方の合図により、両先島の上国役人たちは御庭で御拝を行い、首里城から退去した。その後、首里城における儀式が終了したことを報告するために、一同は宮古蔵役人の案内で「摂政御殿」と「三司官殿内」に参上したが、同時にまた、このことは両先島を所轄する部門である御物奉行および同吟味役にも事の次第が報告された。

この儀式で見えるかぎり、控場所としての下之御庭、儀式の主たる場としての御庭、崇高な空間としての正殿正面（向拝や階、階段）、そして権威の象徴としての1階御差床というイメージが表出されていることが判る。

「龍樋之御水」汲み、「御茶飯」の下賜

首里城における規式に関しては、この御初物上の他になおいくつかの事例が

記されているが、その一つが、聞得大君御殿に捧げるための「龍樋之御水」を汲む儀式と手続きである。

上国する役人たちは、航海の洋上において聞得大君御殿に向かい「立願」を行っており、航海の無事を感謝する目的も込めて、龍樋の水を御殿に捧げて「結願」する必要があった。両先島役人からの要請を受けて月番の申口から聞得大君御殿の大親を通じて日柄を決めた後、結願の当日、龍樋の水を汲む儀式が行われた。結願の役人たちは全員が白装束であり、袖を結び、簪を抜いてその場に臨んだ。水を入れる「樽」と「蓋」は砂糖座、「五水」は錢蔵から提供された。また、「みはな」と五水を捧げる「御道具」（おそらく漆器、あるいは金工品）は聞得大君御殿の「御物」を拝借した。

「御水」を担いだ上国役人一行は宮古蔵役人の先導で聞得大君御殿に向かい、結願を行った。その模様については要点が公事帳に記されているが、ここでは省略する。

公事帳にはまた、「御茶飯」を賜る儀式のことが記されている。この儀式は、「水主以下内供迄」（地船の乗組員や上国役人の随伴者）、あるいは「漂着二而罷登候者」（沖縄島地方に漂着し保護されている者）などを含む両先島関係者全員が対象であり、その名簿が宮古蔵役人から帳当座筆者を通じて御物奉行に提出される。「御初物」のとき同様のリハーサルを済ませた後、当日、五ツ時前に「下之御庭」に参上する。このとき、頭以下「おゑか人」までは「朝衣」、水主は「色衣装」で臨んだ。

四ツ時（午前10時前後）前に「御庭」に入り、所定の場で「立御拝」を1度行って「つくはい」し、着座の後に「四御拝」して、「おゑか人」は正殿左右の廊下に控えるが、規式の次第は御初物上のときと同様であった。水主の者たちは「君ほこり」（奉神門）の「後」、つまり門の脇側に控えた。この規式の後に、「おゑか人」から若文字までは「御番所之御座上下」（番所内の座敷の座構）に準じて着座し、料理や菓子・茶がふるまわれた。水主たちには「大与座」「寺社座」において料理がふるまわれたが、彼らに対してもこの後、御庭の所定の場で「御酒」が下された。「暇乞人数」に下される料理と「御酒」は那覇に持ち下り、そこで「頂戴」しても良いとあるので、首里城を退去したあと那

覇港近くの滞在施設において賞味することを許したのであろう。御茶飯を賜る儀式が済んだ後で、「御拝」を行って一同は首里城を辞去した。

御茶飯を賜る儀式を、公事帳は「みおほけ」（宮古公事帳は「ミヲホキ」と表現している。この言葉は、例えば添継御門之北之碑文（嘉靖25年＝1546）に、「この御石がきつミ申候あひだハ、日々のミ御ほけハかずしらず」（『金石文—歴史資料調査報告書V』238ページ）と出てくる「ミ御ほけ」と同じものであろう。首里城の外郭城壁を増築するための工事期間中、その作業に従事する人びとに給される「ミ御ほけ」は潤沢であったという趣旨であるから、やはり御茶飯のことである。この理解が妥当であるならば、身分や職位の上下にかかわりなく両先島の関係者全員に下された「みおほけ」＝「ミ御ほけ」とは、古琉球以来の伝統だった可能性が高い。

ところで、この儀式が終了したことが宮古蔵役人から御物奉行筆者に伝えられると、御物奉行は「御暇乞之御拝」を行わせる旨の言上を御書院当の取次で済ませる。その指示が宮古蔵役人より伝えられると、頭以下の面々は「御拝座」において御拝を行う。御初物上の場合同様に、この儀式の首尾は摂政・三司官および御物奉行・同吟味役に報告された。

その他の儀式、禁止事項

冬至までに帰任することが決まりながら順風がなく、いまだ滞留中の両先島役人たちの中で、頭以下目差までは首里城で舉行される「朝之御拝」に列席する。頭および筑登之座敷までは「下庫理」で「大通」を賜り、赤八巻は御庭において「提子之御酒」がふるまわれた。

また、国王や王妃・太子・太孫の生年・慶年に当り、在番・頭・大阿母・目差らが立願および結願を行ったことを奏上し、あわせて「御花」「御仏餉」を献じたい旨を告げると、御物奉行を介して日柄が告げられる。当日の四ツ時前に、頭・蔵筆者は朝衣八巻にて登城し、御物奉行に伴われて書院に招かれる。書院においては、菓子や茶がふるまわれた。公事帳には「御花」「御仏餉」を献上する際の「銘書」の書式が掲げられている。

大阿母の名代を兼ねた頭から、「重祝儀」として「御祝物」を献上したい旨の願いがあった場合に、頭・蔵筆者は朝衣冠にてその当日の四ツ時に登城し、献上品の目録を差し出すが、頭はさらに書院に入り、「献上物并目録請台」にそれを載せて献上を果たすことになる。この儀式が済むと、頭は「下知之間」において吸い物2、焼酎、菓子、「薄茶」を賜り、蔵筆者は「御物当詰座」で吸い物1、焼酎、菓子、薄茶を下される。それを終わると、御物奉行が御書院当の取次で「美拝」を行わせ、頭らは城を辞する。なお、この儀式に連なる間得大君御殿、佐敷御殿、野嵩御殿における規式の次第は省略する。

注目される記事に「御城内御禁止条々」がある。禁止事項は以下の通りである。

1. 首里城内にて「雑談」すること。
2. 御庭および「晴立候場所」、つまり畏れ多い場所で「小便」すること。
3. 「金御殿下之御門」（左掖門、別名暗シン御門）や美福門、淑順門の中に入る

ること。

4. 書院や下庫理に無断で入ること。
5. 「雨中放笠無用」、つまり雨天時に笠を用いず濡れること。
6. 歓会門や久慶門、継世門の番人に対し、「立礼」で通交すること。

3の禁止事項は、それらの門をくぐると御内原であり、そこへの入城禁止を意味する。つまり、門番に対する敬礼を求める6の条項に見るように、継世門や久慶門は出入りできるものの、その先にある美福門や淑順門はくぐれない。むろん、御庭における様々な儀式の際にも、正殿右手の黄金御殿の1階に開く左掖門（暗シン御門）に入ることはできないのである。

むすびにかえて

以上に紹介したように、御内原や京の内を除く表の空間、すなわち御庭・下之御庭を軸とする広場や施設が両先島上国役人たちの儀式のために供されていた。念のために確認すると、下之御庭、御庭、正殿の向拝や階・階段・下庫理（1階）、龍樋、番所、大与座、寺社座、書院、御物当詰座などの名称が登場し

ていた。

しかし、北殿や南殿、二階殿、奥書院などの名は登場しない。上国役人たちが登城し待機する場所としての下之御庭、主要な儀式が執り行われる空間としての御庭、拝礼対象としての正殿、飲食を賜る場としての御庭や向拝周り、書院など、これらの儀式装置の中に北殿や南殿などは含まれていなかった、ということなのであろう。

いうまでもなく、本稿において紹介した諸儀式は、宮古・八重山の上国役人たちが一堂に会して臨んだものであり、首里王府の側から、両先島という制度を具現化したものにほかならない。

宮古・八重山上国役人の儀式パフォーマンスの規程を通じて見えてくる首里城の一端を、老婆心ながら以上のようにスケッチしてみた。

[参考文献]

『金石文—歴史資料調査報告書V』、1985年、沖縄県教育委員会

『沖縄県史料』前近代7・首里王府仕置3、1991年、沖縄県教育委員会

(2011年9月脱稿)